



令和7年度 伊予市犬・猫不妊去勢手術費補助事業

伊予市では、犬・猫の不必要な繁殖を抑え、周囲への迷惑を未然に防止するために実施する不妊去勢手術費用の一部を補助します。

【補助対象要件】

- 本市に住民登録があって、市税を滞納していない方
- 営利（販売等）を目的としていない方
- 愛媛県内で開業している動物病院において手術を受けさせた方
- 飼い犬 登録済みで1年以内に狂犬病予防注射済票の交付を受けていること
- 飼い主のいない猫
 - ・市内に生息する特定の飼い主のいない猫
 - ・識別のため、耳の一部切除(V字カット)を施すこと
※V字カットの施術がない場合は、飼い猫扱いとなります。
 - ・手術後は、自分で飼うか、譲渡又は保護した場所に戻すこと
 - ・管理者が給餌、給水、フン尿やその他の汚物の処理を行っていること
 - ・保護時に、周囲とトラブルにならないよう細心の注意を払うこと



【補助金額】

飼い犬・飼い猫	2,000円
飼い主のいない猫	不妊去勢手術費用の2分の1 上限：オス5,000円 メス8,000円

【受付期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（土日祝祭日を除く）
※予算が無くなり次第、受付を終了します。

【提出書類】

- 伊予市犬・猫不妊去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第1号別紙）
- 伊予市犬・猫不妊去勢手術費補助金交付請求書（様式第4号）

【手続きの流れ】

- ①申請書等を窓口等で入手し、申請方法を確認する。
- ②動物病院で不妊去勢手術を行う。
※様式第1号に動物病院で手術の証明をもらっておいてください。
- ③提出書類に必要事項を記入し、手術後、30日以内に申請する。

【申請先】 環境政策課・中山地域事務所・双海地域事務所



【注意事項】

- 1世帯につき、犬・猫の種別を問わず2頭まで申請できます。
- 交付決定通知後、1ヶ月程度で指定の口座に補助金を振り込みます。
- 要件を満たしていない場合や申請書等に不備がある場合は、補助できません。

【問い合わせ先】 ※郵送の申請する場合の送付先

〒799-3193 伊予市米湊 820 番地

伊予市役所 環境政策課 TEL 089—909-6338